

平成26年8月5日

第63回 神戸市個人情報保護審議会

身元不明者に係る情報の兵庫県（警察）との共有に
ついて

（保健福祉局）

神保総保第 1009 号
平成 26 年 8 月 5 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

身元不明者に係る情報の兵庫県（警察）からの収集について
（条例第 7 条「収集の制限」に関して）

担当：保健福祉局総務部保護課

身元不明者に係る情報の兵庫県（警察）からの収集について
（条例第7条「収集の制限」に関して）

1 兵庫県警察からの個人情報の収集

【対象者の身元の特定に関する情報】

氏名

カナ

生年月日

性別

本籍地

住民登録地

扶養義務者の有無（有の場合は氏名、連絡先）

その他特記事項

神保総保第 1009 号-2
平成 26 年 8 月 5 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

身元不明者に係る情報の兵庫県（警察）への提供について
（条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して）

担当：保健福祉局総務部保護課

身元不明者に係る情報の兵庫県（警察）への提供について
（条例第9条「利用及び提供の制限」に関して）

兵庫県（警察）への個人情報の提供

【身元不明者である生活保護受給者に関する情報】

氏名

カナ

性別

生年月日

保護年月日

保護時の場所・状況（「保護時の警察からの引継ぎの有無」を含む）

特徴（身長・体重・髪型・血液型・その他身体の顕著な痕跡等）

保護時の服装（上・下・靴・その他）

保護時の持ち物

特記事項

対象者の直近の写真

対象者の保護開始時の写真

身元不明者に係る情報の兵庫県（警察）との共有について

1. 趣旨

全国各地で行方不明者に関する事案が多発している中、他県において長期間身元不明者として保護されてきた者について警察への情報提供等を通じた再調査が行われた。これにより親族との連絡が取れ、身元が明らかになった事例等を受け、今般、兵庫県と県警察本部が協議を行い、神戸市を含む県下で生活保護を適用されている身元不明者（以下「身元不明者」という。）に係る情報提供依頼があった。【参考①】

現在、本市においては、要保護状態になった時に身分を示す資料の提出がなく本人からの聴き取りもできない場合、区保護課（支所保健福祉課保護係を含む）が当該身元不明者の顔写真や服装、保護時の状況の情報を警察や近隣自治体に提供したうえで、身元の確定につながる情報を求めている。その結果、身元が判明しない場合は生活保護法第7条に基づき、急迫保護を行うとともに、本人や関係者への調査を引き続き行い、身元の確認に努めているところであるが、警察や近隣自治体へのさらなる情報提供は行ってこなかった。

生活保護の適用にあたって要保護者の身元の確認は、福祉施策適用の観点からも非常に重要であることから、本市としては、今後、身元不明者の情報を、警察へ提供し、身元確認の手がかりとなる情報を収集することで、相互の連携・協力体制を一層強化する。

2. 概要

現在、本市が保有する以下の身元不明者に係る情報について、本人同意を基本としながら、本人が明確に拒否した場合を除き、兵庫県を通して県警察本部へ提供する。

(1) 提供する情報

※本人からの聴き取り情報の他、外形・客観的状況から確認できる範囲内

- ①氏名(ふりがな)、②性別、③生年月日(年齢)、④保護年月日、
- ⑤保護時の場所・状況(「保護時の警察からの引継ぎの有無」を含む)、
- ⑥特徴(身長・体重・髪型・血液型・その他(身体の顕著な痕跡等))、
- ⑦保護時の服装(上・下・靴・その他)、⑧保護時の持ち物、
- ⑨特記事項、⑩対象者の直近の写真、⑪対象者の保護開始時の写真

(2) 情報提供・収集の手続

- ア 「行方不明者・身元不明者の保護及び対応状況について(照会)」(平成26年6月6日付事務連絡)において「身元不明者(生活保護受給者)」と

して兵庫県へ回答の情報（調査票 2（Ⅱ））について、区保護課は別紙「身元不明者照会依頼票」に記載し、本人の写真とともに生活保護システムのサーバ上にある、区ごとに管理する共有フォルダから専用の回線を介して本庁保護課へ提出する。【参考②】

- イ 本庁保護課より当該依頼票及び写真を兵庫県に提出した後、兵庫県は県下各自治体の情報を取りまとめ、県警察本部に提供する。
- ウ 提供された情報は、県警察本部及び県内の各警察署に紙媒体により保管され、行方不明届の届出親族等に対して閲覧が許可される。
- エ 県警察本部及び県内の各警察署の保有情報との照合や届出親族等による閲覧の結果、区保護課は身元不明者の身元確認に必要な情報の提供を受け、身元不明者と行方不明届の届出親族等との面会を含め、最終的な身元確認を行う。
- オ 県警察本部では、提供された上記情報を全国の警察署からの照会で閲覧ができる仕組みを作ることとしている。

3. 効果

本市が保有している身元不明者の情報を兵庫県（警察）へ提供することにより、行方不明者を探している親族が、届出を行った警察署において、より詳細で具体的な身元不明者の情報を閲覧することが可能となり、より迅速・的確で実効性の高い身元確認が期待できる。

4. 対象者数

8名（平成 26 年 7 月末現在）
（居宅 3 名、施設入所 2 名、入院 3 名）

5. 実施時期

平成 26 年 8 月から実施（予定）

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」に基づき以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

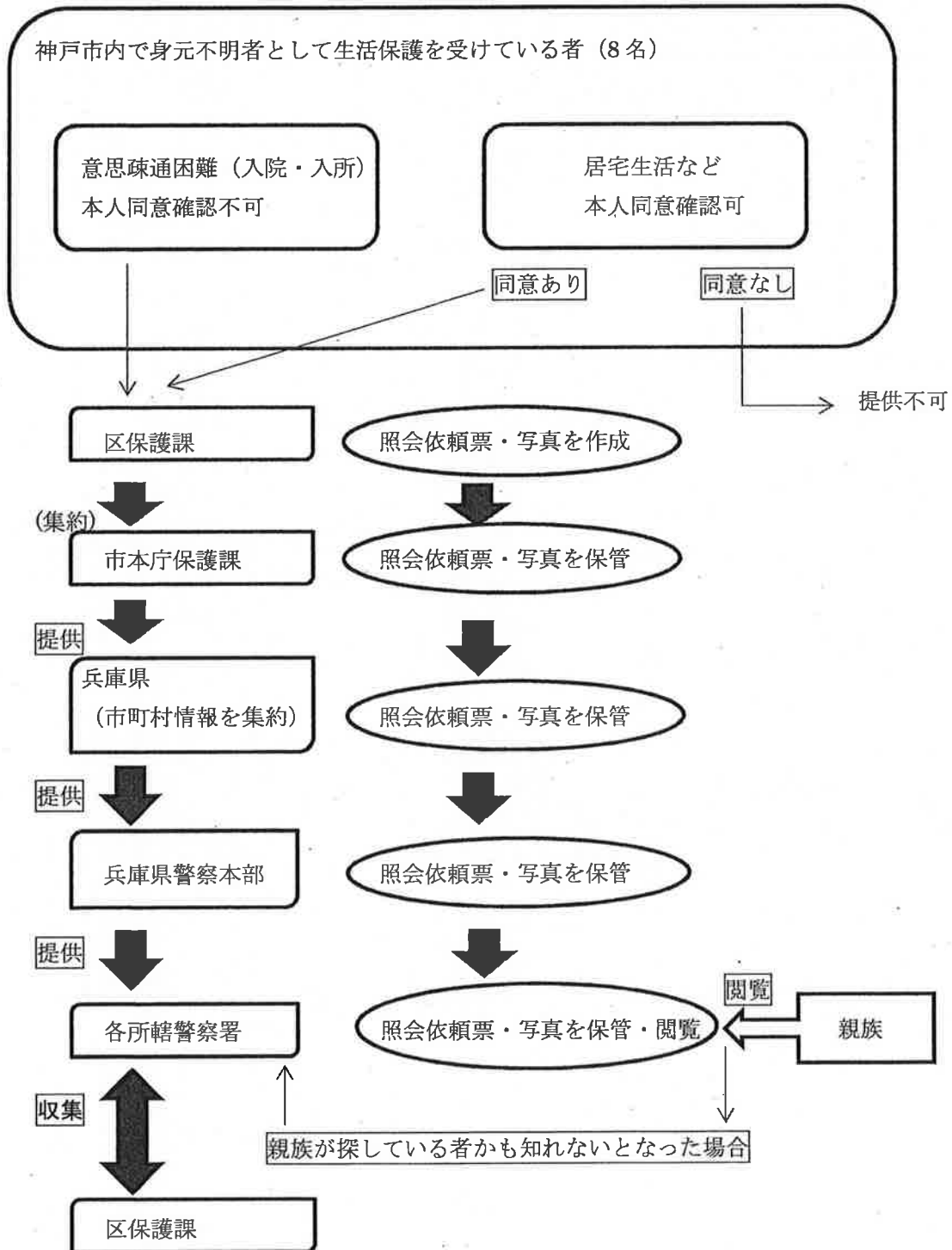
- ア 「身元不明者照会依頼票」並びに顔写真データは、生活保護システム端末機にて作成し、操作にあたっては、ユーザー名及びパスワード設定を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。
- イ 生活保護システムは専用回線により接続しており、外部からの不正ア

アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスによる感染を防止する。

(2) 運用上の保護

- ア 生活保護システムのサーバ及び端末機保管施設への入退室は、関係職員のみ限定し、業務システム管理者（所属長）が適切に管理する。
- イ 「身元不明者照会依頼票」並びに顔写真のデータは、端末機には保存せず、パスワードを設定したうえで、外部記録媒体（CD-R）で管理する。外部記録媒体は施錠可能な保管庫に収納し適正に管理する。
- ウ 本庁保護課は、データを保存した外部記録媒体（CD-R）を兵庫県へ持参及び回収する際、鍵付きのケース等に格納し、パスワードの設定を行った上、複数職員で対応する。
- エ 保存年限を経過した上記アのデータは、速やかに消去し、外部記録媒体（CD-R）は記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。
- オ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

身元不明者の身元に関する情報共有の流れ



【参考①】

(電子メール施行)
生支第 1464 号
平成26年 6月26日

関係市生活保護主管課長
関係健康福祉事務所生活保護担当課長 } 様

兵庫県健康福祉部社会福祉局生活支援課長

身元不明者の身元確認に係る警察への照会の実施について (依頼)

全国各地で行方不明者に関する事案が多発していることから、本県においても、平成26年6月6日付け事務連絡にて、身元不明者の状況について照会しましたところ、身元の確認できない者を保護している旨の回答をいただきました。

身元の分からない者に生活保護を適用した場合、各市においては、身元確認のための警察との連携等について、これまでから取り組まれていることと存じますが、今回報告いただいた身元不明者については、速やかに、あらためて身元確認の調査を行う必要があるため、県警察本部と協議の上、身元確認に必要な情報を当課において取りまとめ、当課から県警察本部に情報提供を行うこととしました。

については、この趣旨にご理解いただき、対象となる者について、下記により報告願います。

記

1 報告対象者

平成26年6月6日付け事務連絡「行方不明者・身元不明者の保護及び対応状況について (照会)」の「調査票2 (Ⅱ)」において回答いただいた者

2 報告内容

- (1) 別紙「身元不明者照会依頼票」(必須)
- (2) 対象者の直近の写真 (必須)
- (3) 対象者の保護開始時の写真 (資料が残っている場合のみ)

※ (1) 「身元不明者照会依頼票」の情報だけでは、警察において実効性のある調査を行うことができません。このため、特に (2) の直近の写真については必須とさせていただきます。

3 報告期限

平成26年7月10日 (木)

4 留意事項

- (1) 今回報告いただく内容については、各警察署に備え付けられ、行方不明者を検索している親族等の閲覧に供されることとなります。身元不明者の生命を守るとともに、今後の生活を支援するための重要な手続きであると考えますので、警察に情報提供を行うことについてご理解ください。なお、個人情報の取り扱い等を理由に報告いただくことが困難な場合等においては、別途、担当者までご連絡願います。
- (2) 原則として、報告については以下の担当者あて、電子メールにより送信願います。なお、保護開始時の写真等、電子ファイルで送信することが難しい場合は、郵送により報告願います。

兵庫県健康福祉部社会福祉局生活支援課
生活保護・自立支援班：担当 井川
TEL：078-341-7711 内線 2930
FAX：078-362-4262
E-mail：yoshihiro_ikawa@pref.hyogo.lg.jp

<別紙>

身元不明者照会依頼票

以下の者を保護していますので、身元の確認を行っていただきますとともに、該当すると考えられる行方不明者捜索者に対して、別添の写真とともに、必要な情報について閲覧に供していただきますようお願いいたします。

依頼日：平成 年 月 日

氏名（ふりがな）		性別	男・女
生年月日（年齢）	※年齢は現在の年齢		
本籍地・住所地			
保護年月日	平成 年 月 日	午前・午後	時 分頃
保護時の場所・状況	【保護時の警察からの引継ぎの有無 有・無】		
特 徴	【身長】 【体型】 【髪型】 【血液型】 【その他（身体の顕著な痕跡等）】		
保護時の服装	【上】 【下】 【靴】 【その他】		
保護時の持ち物			
特記事項			

【連絡先】

〒	—
所在地：	
組織名：	
【電話】	【FAX】